

# 「制度が実施されたら商売を続けられない」—各支部でインボイスセミナー開催

曾野木支部では9月8日にインボイスセミナーを開催しました。セミナーでは、①そもそも消費税の性質、②消費税申告の仕組み、③インボイス制度の実施で中小業者に与える不利益などを資料と自主計算パンフで説明、その後討論となりました。

「官公庁相手でも必要なのか」「インボイスが必要ないケースはあるのか」など次々と質問が出され、風間支部長が一つひとつ丁寧に回答。「いつ登録したらいいのか」という問い合わせに「引先に言われるまで待てばいい。その前に今回の衆院選でインボイス制度を廃止に追い込もう」と力強く話しました。

曾野木支部では情報交換も含めて、継続的にインボイスの交流会を開催する予定です。



湖東税理士の解説動画を視聴し免税業者も課税業者を選択せざる負えなくなると危機感を募らせました。消費税のしくみも図解。「今は簡易課税だが、制度が実施されればみな本則課税になるだろう。下請を考えなければいけなくなる」(建築業)「会社との取引があるから、登録しなければ」(海産物屋)「施術費で消費税はもらわないと消毒液など仕入時には消費税を払っているから還付してもらえる?」(療術業)などと交流し、インボイスを周知しようと話しました。

野本前市議からは、「旧北部コニセイや旧豊照小学校跡地の活用について、スーパー・災害時の避難スペースに」といった地域の話があり、情報交換も行われました。

# 新潟民商

新潟民主工商会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話(243)0141

21年9月20日

## 曾野木支部・インボイスセミナー

曾野木支部では9月8日にインボイスセミナーを開催しました。

セミナーでは、①そもそも消費税の性質、②消費税申告の仕組み、③インボイス制度の実施で中小業者に与える不利益などを資料と自主計算パンフで説明、その後討論となりました。

「官公庁相手でも必要なのか」「インボイスが必要ないケースはあるのか」など次々と質問が出され、風間支部長が一つひとつ丁寧に回答。「いつ登録したらいいのか」という問い合わせには「引先に言われるまで待てばいい。その前に今回の衆院選でインボイス制度を廃止に追い込もう」と力強く話しました。

曾野木支部では情報交換も含めて、継続的にインボイスの交流会を開催する予定です。

## しもまち支部・インボイス&地域の話

しもまち支部では9日、稻荷町集会場に6名が集まりインボイス学習会を開催しました。

## インボイス制度を廃止に追いや込むために衆院選で野党連合政権を実現しよう！

この間、インボイス制度について議論が進んでいる支部では「こんな制度が実施されたら商売を続けられない」「税理士ですら嫌がる制度を納税者に押し付けるのか」と怒りが広がっています。

まだまだ制度自体が知られておらず、税務署のリーフレットですら登録番号の申請の仕方は説明していても、同時に消費税の課税業者になることは記載されていないのが現状です。

私たちの商売を守るために、国に声を届けるのは署名と選挙しかありません。インボイス制度廃止署名を会内外の業者に大きく広げるとともに、この秋の衆議院選挙で自公政権を退場させて野党連合政権を実現するために奮闘しましょう！

## 日程

統一行動週間	9月20日～26日
第3回三役会	9月28日(火)
第3回常任理事会	10月5日(火)

## 亀田支部役員会も制度の議論で大騒ぎに「班会でインボイス制度を知らせよう」

亀田支部では7日に開いた役員会でインボイス制度について大激論。「役員が会員宅を訪問してインボイス制度について話ができるか」が議論のスタートでした。

「うちは売上が1千万円以下だから関係ないと思っていました」「取引先の番号の求めに応じないとどうなるのか」などの様々な質問が出されます。売上1千万円以下の業者も登録業者になれば消費税の申告義務が発生することや、請求書への番号が未記載の場合に取引から除外される可能性のあることが話されると役員の怒りが爆発。

「これは全会員に知らせていく必要がある」という結論となり、全会員への訪問と班会でのインボイスセミナーを開催することを決めました。先陣を切って12日には渡部睦夫県連会長が役員の吉田さんと訪問を行い、24日には役員全員で訪問を行う予定です。



## 支部で初めての相談会を開催【料飲支部】

料飲支部では9月9日、支部役員の店「山賀」を会場に新型ウイルス感染症対策の相談会を開催。この相談会には会員・読者合わせて19名が参加しました。

相談会の冒頭に別所支部長（中華料理店）よりあいさつがされた後、支部で初の相談会ということで自己紹介を行いました。

相談者は新型ウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）の相談が最も多く、松本里志副会長がプロジェクトで記入方法の説明をして一斉に書類の作成を行いました。

参加者からは「スムーズに作成できて良かった。今は営業を続けるのがとても大変だけれど、他の人とも交流が出来て本当に良かった」などの声が聞かれました。今後も料飲支部では引き続き相談会を計画するともに、周りの飲食業者にも知らせていくことを宣伝行動も計画していく予定です。



## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）

対象期間 【3期】8/24～9/6 【4期】9/7～9/16 支給額：35～105万円

簡易申請（以前の時短協力金を申請）

- 必要書類：  
◆申請書（様式1号、様式2号）  
◆以前の決定通知書に記載の番号  
◆以下の写真

①時短営業の告知が貼ってあることがわかる写真（店名がわかるもの）②感染拡大防止対策の実施状況がわかるもの③にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店であることがわかるもの（申請中含む）

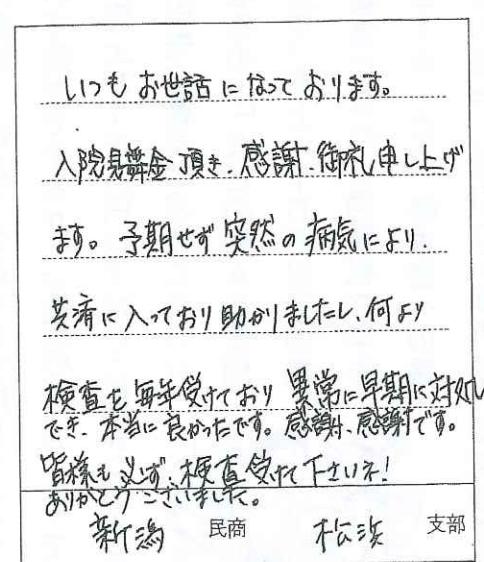
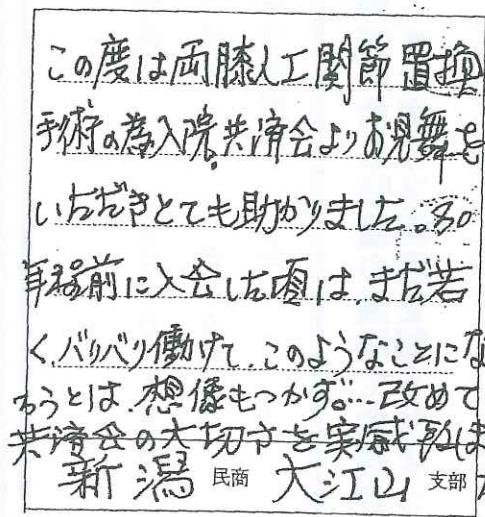
※③は21:00まで営業する場合

通常申請（初めて申請）

- 必要書類：  
◆申請書（様式3号、様式4号）  
◆営業許可証 ◆通帳の写し ◆確定申告書の写し  
◆本人確認書類（個人事業のみ） ◆以下の写真  
①時短営業の実施がわかる写真 ②通常の営業時間がわかるもの ③感染拡大防止対策の実施状況がわかるもの ④店の外観・内観 ⑤酒類が記載されているメニュー  
⑥にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店であることがわかるもの（申請中含む）

※⑥は21:00まで営業する場合

## 民商共済会に入っていて本当に良かった



民商共済会に入つてよかつたという声をご紹介します。

月共済会費1000円で会員・配偶者・同居家族・従業員が加入できます。ぜひ、助け合いの共済会に入加入をお願いします。

木戸支部役員会では、「会員の状況を聞き出そう」と議論。9月10日、小山支部長を先頭に紫竹班の会員訪問を行ない、4人の会員と対話をしました。

この数ヶ月間の紫竹班では、ケガをして休業、重い病気で入院、自宅が火災になった会員などが続出。お見舞いの声をかけながら訪問しました。

対話の中でAさん（自動車修理業）は、「新型ウイルス感染症で大変な業者がたくさんいる。不備メールの話を聞いているが、国は困っている業者を助けるべき」と怒りの声。

またBさん（建設業）は、作業中の手を止めての対話に。社会保険料の支払いが負担など商売の悩みなど話しながら、「民商は自分の心の支えですよ」と語り、訪問した役員は励されました。



商売は大変な状況だが「民商は心の支え」会員訪問で励まされる、木戸支部